

市長の資産等の公開について

1 目的

市長の資産等を自ら公開することにより、「市民の信頼の確保」と「より開かれた市政の実現」を図り、公正で民主的な市政の健全な発展に資することを目的とする。

2 根拠法令

(1) 政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律

(平成 4 年法律第 100 号 公布 平成 4 年 12 月 16 日 施行 平成 5 年 1 月 1 日)

(2) 守山市長の資産等の公開に関する条例

(平成 7 年条例第 20 号 公布 平成 7 年 12 月 27 日 施行 平成 7 年 12 月 31 日)

3 公開する資産等（別紙のとおり）

(1) 資産等補充報告書

任期開始の日後、毎年新たに有することとなった資産等（12 月 31 日において有するもの）

(2) 所得等報告書

前年分の所得等の金額（令和元年分）

(3) 関連会社等報告書

報酬を得て会社その他の法人の役員、顧問その他の職に就いている場合（4 月 1 日現在）

4 閲覧開始日 令和 2 年 5 月 29 日（金）

（休日の日以外の日）の午前 9 時から午後 5 時まで）

5 閲覧場所 守山市役所公文書館

＜ 資 産 等 補 充 報 告 書 ＞

令和元年 12 月 31 日現在

1 土地

該当なし

2 建物の所有を目的とする地上権または土地の賃借権

該当なし

3 建物

該当なし

4 預金（当座預金および普通預金を除く）・貯金（普通貯金を除く）

50,874円

5 有価証券

有価証券（その他） 200,000円

株券	キャノン株式会社	150株		(参考金額:450,450円)
	パナソニック株式会社	115株	銘柄・株数 変更なし	(参考金額:118,507円)
	ソニー株式会社	100株		(参考金額:745,000円)
	トヨタ自動車株式会社	100株		(参考金額:773,300円)

6 自動車・船舶・航空機・美術工芸品（取得価額が100万円を超えるものに限る。）

(1) 自動車	普通自動車	1	変更なし
(2) 船舶	該当なし		
(3) 航空機	該当なし		
(4) 美術工芸品	該当なし		

7 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）

該当なし

8 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

該当なし

9 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）

該当なし

＜ 所 得 等 報 告 書 ＞

令和元年分

		所得金額	基因となった事実
総合課税	事業所得	—	
	不動産所得	—	
	利子所得	—	
	配当所得	—	
	給与所得	9,260,728 円	市長給与等
	雑所得	11,137 円	
	譲渡所得	—	
	一時所得	—	
分離課税	土地等の事業・雑所得	—	
	短期譲渡所得	—	
	長期譲渡所得	—	
	株式等の事業・譲渡・雑所得	—	
	上場株式等の配当所得	—	
	先物取引の事業・譲渡・雑所得	—	
山林所得		—	

受贈財産の課税価額	—
-----------	---

< 関 連 会 社 等 報 告 書 >

令和 2 年 4 月 1 日現在

- 1 野洲川下流土地改良区 野洲市西河原二丁目 2366－2 理事
- 2 法竜川沿岸土地改良区 守山市守山六丁目 13－38 理事
- 3 滋賀県後期高齢者医療広域連合 大津市京町四丁目 3 番 28 号 監査委員

※ 報酬を得ている会社等の役員、顧問等に就いている場合の当該会社等の名称、住所、当該職名